明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務四五二）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一七
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国際農林水産業研究センター平成二十一事業年度財務諸表、計量法第百二十一条の二の規定に基づく認定、独立行政法人都市再生機構関係　一〇〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一二五

告示

○外務省告示第四百五十二号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十二年十月二十二日

外務大臣　前原　誠司